

令和3年三重県議会定例会
予算決算常任委員会

決算審査意見に対する考え方について

令和3年10月20日
病院事業庁

項目	頁
(1) 令和2年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営について	1
(1)ーア 令和2年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営について (こころの医療センター)	2
(1)ーイ 令和2年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営について (一志病院)	3
(1)ーウ 令和2年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営について (志摩病院)	4
(2) 未収金の回収と発生防止について	5

項目 (1)	令和2年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営について	意見書 2頁
意見	<p>令和2年度病院事業会計については、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響による入院・外来患者数の減少により、医業損益は前年度に比べ約4億730万円悪化したが、感染症対策に係る国からの交付金等により一般会計繰入金が増加したことなどから、収益的収支は約4億4,091万円の黒字となった。また、未処理欠損金（累積欠損金）は改善があったものの、依然として約88億円と多額である。</p> <p>「三重県病院事業 中期経営計画（平成29年度～令和2年度）」の成果目標については、感染症の影響もあり、達成項目は計画期間内で最も少なくなった。そのような中、令和3年度からの次期中期経営計画については、令和2年度において策定予定であったが、中期的な見通しが困難な状況であったことから、令和3年度の計画については、計画期間を1年間延長し単年度計画として策定した。</p> <p>このため、感染症の状況を踏まえ、感染症が事業運営に与える影響に留意しながら、計画の目標達成に向けて取り組み、医業収益の増加を図るなど、経営の健全化に努めるとともに、各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、各病院を取り巻く環境や求められる医療ニーズを踏まえ、次期中期経営計画を策定されたい。</p>	

○ 経営の健全化について

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数は厳しい状況となっていますが、引き続き、同感染症への対応も含めて県立病院として求められる役割・機能を担っていけるよう、院内感染防止対策に取り組みながら、診療機能の維持と収益の確保を図っていきます。

○ 次期中期経営計画の策定について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、先を十分に見通せない状況が続いているため、次期中期経営計画の策定については、同感染症の状況や計画策定の指針となる国のガイドライン改定の時期等をふまえて検討していきます。

項目 (1) -ア	令和2年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営 について（こころの医療センター）	意見書 5頁
意見	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による入院・外来患者数の減少により、医業収益は減少したが、感染症対策に係る国からの交付金等により一般会計繰入金約6億4,697万円増加したことなどから、収益的収支は、前年度に比べ約4億922万円改善し、平成28年度以来4年ぶりとなる約3億3,570万円の黒字となった。</p> <p>平成30年度から進めている経営改善プロジェクトについては、多職種連携による適切かつ円滑な病床管理による入院診療単価の増加や、地域の医療・福祉施設等との連携による長期入院患者の地域移行等の成果が出ていることから、感染症の状況も踏まえ、引き続き、経営の健全化に努められたい。</p> <p>また、今後も精神科医療の中核病院として、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供するとともに、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。</p>	

○ 経営の健全化について

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、令和3年度においても患者数や医業収益は厳しい状況が続いていますが、病床管理の徹底や関係機関との連携により患者の確保に努め、経営の健全化を図っていきます。

また、同感染症の収束後を見据え、患者ニーズに合わせた病棟・病床運営についても検討していきます。

○ 多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供について

引き続き、県内の精神科医療における中核病院として、政策的医療や専門的医療の充実に取り組むとともに、県内の精神科医療人材を育成するため、研修医や看護実習生等を積極的に受け入れていきます。

また、入院時から退院を視野に入れた多職種による支援を行いながら早期退院につなげるとともに、デイケアサービスや訪問看護の充実など地域生活支援を積極的に進め、入院から退院、在宅まで切れ目のない治療を提供していきます。

項目 (1) ーイ	令和2年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営 について（一志病院）	意見書 5頁
意見	<p>収益的収支は、前年度に比べ約2,706万円増加し、平成25年度から8年連続となる約1億7,722万円の黒字となった。</p> <p>今後も入院・外来患者数の確保や訪問診療等の在宅療養支援、住民健診等の予防医療の取組を通じて収益の増加を図るなど、引き続き、健全な経営に努められたい。</p> <p>また、地域の過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材育成に取り組むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。</p>	

○ 健全な病院経営について

地域の診療所、消防機関、福祉施設など医療・介護・予防等の多職種との連携により、入院・外来患者を確保するとともに、健康教室や糖尿病教室、出前講座等を通じて地域住民の健康管理意識の向上を図りながら、住民健診、人間ドック及びがん検診の受診者数の確保にも取り組み収益の増加を図り、健全な経営を進めていきます。

○ 人材の育成及び地域に最適な医療サービスの安定的な提供について

高齢化が進む一方で、医療資源が十分でない津市白山・美杉地域において、引き続き幅広い臨床能力を有する総合診療医を中心に、入院・外来診療のほか訪問診療、訪問看護等の在宅療養支援や救急患者の受入れに取り組み、プライマリ・ケアを実践していきます。

また、三重大学等と連携して研修医や医学生を積極的に受け入れるなど、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、プライマリ・ケア エキスパートナース研修を支援するなど、人材育成に取り組んでいきます。

項目 (1) ーウ	令和2年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営 について(志摩病院)	意見書 5頁
意見	<p>志摩病院では、平成24年度以降、指定管理者制度により病院経営を行っているが、令和3年度は現指定期間の最終年度となることから、令和2年度に次期指定期間(令和4年度～13年度)の管理者として、引き続き公益社団法人地域医療振興協会を指定し、「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書」を締結した。</p> <p>これまで、稼働病床の段階的増床や内科系救急における24時間365日の受入、小児救急の一部再開などを実現しているが、外科系における救急受入体制の回復や一部診療科における常勤医師の配置が進んでいない。</p> <p>このため、令和3年度は、新たな基本協定を見据え、志摩地域の中核病院として、地域のニーズや状況に応じた役割・機能を提供できるよう、次期指定期間に向けた準備を進められたい。また、人口減少など志摩病院を取り巻く環境が変化する中、医師の確保や診療機能の充実強化等に取り組むことにより、経営改善が着実に進められるよう指定管理者に対する指導や支援を行われたい。</p>	

○ 経営改善に向けた指定管理者に対する指導や支援について

指定管理者制度導入後、入院診療体制や救急受入体制など診療機能の段階的な回復を図りながら、地域医療支援病院やへき地医療拠点病院としての役割も担い、地域医療の維持にも貢献してきました。

しかし、全国的な医師不足や診療科偏在等の影響もあり、診療体制の回復は依然として十分ではないことから、引き続き指定管理者に対して医師の確保を要請するとともに、病院事業庁としても、指定管理者とともに三重大学に医師派遣を継続的に要請するなど、指定管理者と十分連携し、診療機能の充実に努めていきます。

○ 次期指定期間に向けた準備について

令和4年度からの次期指定期間については、基本協定において、現行の標榜診療科を基本としつつ、地域の実情に応じた効率的・効果的な診療体制、診療内容とすることを指定管理者に求めており、指定管理者と協議・調整しながら準備を進めていきます。

項目 (2)	未収金の回収と発生防止について	意見書 6頁
意見	<p>令和2年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の過年度未収金は、前年度に比べて約544万円減少し、約5,780万円となっている。</p> <p>令和2年度については、電話督促、催告書等の送付及び臨戸訪問を行い、回収困難案件については弁護士法人に回収委託を行うなどにより、約723万円の過年度未収金を回収しているところであるが、引き続き、早期回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、新規の発生額は3年続けて減少したが、令和2年度は約318万円発生しているため、引き続き、未収金の発生防止に取り組まれたい。</p>	

○ 未収金の早期回収と発生防止について

過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めており、今後も、発生防止については入院時の高額療養費制度や公費負担制度の説明など、回収については債務者等への督促・催告に加え、法的措置や回収業務委託も活用して対応するなど、効果的で必要な対策を実施していきます。

[発生防止及び回収にかかる主な取組]

(1) 発生防止

- ①入院時に、入院費用の説明に加えて高額療養費制度についても説明し、診療費用の支払いに関する早期相談の促進に努めています。
- ②診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。
- ③病棟、会計、地域連携室等において、患者の支払いに関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応（面談、早期支払いの働きかけ等）を行っています。

(2) 回収

- ①文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に行っています。
- ②病院からの督促等にも応じず、理由なく支払わない者に対しては、裁判所が債権者に代わって債務者に請求する制度（支払督促）の活用や、給与の差押えなどの強制執行を行っています。
- ③県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人に回収業務を委託しています。